

## 「令和5年4月建設業許可申請の手引」における変更点について

山口県土木建築部監理課

以下の通り許可の手引を変更しました。

	項目	改定前	改定後
1	P. 23 申請に必要な書類等	第13号 (注4)	削除
2	P. 24 申請に必要な書類等	(注6) 建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、～	(注6) <u>該当者がいない場合は、作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、～</u>
3	P. 90 様式第十三号 記載方法	※「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第11号)に記載した者がいない場合や、役員を兼ねている者のみの場合でも、「該当なし」と記載して提出すること。	削除
4	P. 129 認可申請書と添付書類一覧	第13号 (注5)	削除
5	P. 130 認可申請書と添付書類一覧	(注7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、～	(注7) <u>該当者がいない場合は、作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、～</u>
6	P. 167 認可申請書と添付書類一覧	第13号 (注5)	削除
7	P. 168 認可申請書と添付書類一覧	(注7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、～	(注7) <u>該当者がいない場合は、作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、～</u>